

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第五報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内

(5月10日公表時点)

出雲市 (県内)	年代	性別	症状・経過 (確認当時)	検査結果	その他
1 例目 (17 例目)	30 歳代	男性	4 月 24 日 味覚・嗅覚異常 4 月 25 日 帰国者・接触者相談 センターへ相談帰国者・接 触者外来を受診したところ 37.6℃の発熱があり、検体 採取 自宅待機	4 月 25 日 陽性確認	4 月 10 日の PCR 検査で陰 性を確認 4 月 14 日に県 内 14 例目、 16 例目の 2 名 と接触
2 例目 (18 例目)	80 歳代	男性	なし	4 月 26 日 陽性確認	1 例目の同居 者
3 例目 (19 例目)	50 歳代	男性	なし	〃	〃
4 例目 (20 例目)	50 歳代	女性	下痢、発熱(37.5℃) 発症日：4 月 25 日	〃	〃
5 例目 (21 例目)	20 歳代	女性	発熱(37.8℃)、咽頭痛、倦怠感 発症日：4 月 26 日	〃	〃
6 例目 (22 例目)	10 歳未満 (乳幼児)	男子	上気道炎 発症日：4 月 26 日	〃	〃
7 例目 (23 例目)	10 歳未満 (乳幼児)	男子	なし	4 月 27 日 陽性確認	〃

(2) 県内

(島根県「報道発表資料」より 5月10日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	17人	0人
出雲市	7人	0人
合計	24人	0人

(3) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 5月10日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	15,747人	613人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (202の国・地域)	3,959,704人	277,418人
合 計	3,976,163人	278,044人

発生都道府県：岩手県を除く46都道府県

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部等

- ①出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置 (1月30日)
第1回～第3回警戒本部会議 (1月30日～2月28日)
- ②出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (3月4日)
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行 (4月7日)
第1回～第7回対策本部会議 (3月6日～4月16日)
第8回対策本部会議 (4月25日)
 - ①市内感染者の確認について
 - ②市民へのお知らせについて
 - ③市内発生により着手すべき事項について
- 第9回対策本部会議 (4月27日)
 - ①市内感染者の確認について
 - ②市民へのお知らせについて
 - ③今後の対応等について
- 第10回対策本部会議 (4月30日)
 - ①市立小・中学校及び幼稚園の臨時休業の延長について
 - ②公共施設の臨時休館の延長について
- 第11回対策本部会議 (5月6日)
 - ①緊急事態宣言の期間の延長について
 - ②市立小・中学校及び幼稚園の臨時休業の延長について
 - ③公共施設の臨時休館の延長について

(2) 市民、関係団体等への情報提供、注意喚起

- ①市ホームページ内に専用ページを開設、随時更新
- ②感染予防等周知ポスターの庁舎への掲示、チラシの窓口への配置
- ③多言語による情報発信
 - ・相談先多言語チラシを関係事業所に配付
 - ・市ホームページやSNSでポルトガル語、英語など多言語による情報発信を実施
- ④新聞折り込みチラシ (3月12日)
- ⑤広報いずもへの「新型コロナウイルス感染症について」の掲載 (4月号、5月号)
- ⑥関係団体等への情報提供、注意喚起
- ⑦市長記者会見 (4月16日、25日、30日)
- ⑧市長メッセージの発出 (4月8日、10日、14日、20日、25日、27日)
ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送
- ⑨FM山陰 番組内での市長メッセージの放送 (5月1日)

(3) 市民、関係団体等からの相談対応

(5月7日現在)

相談内容	相談窓口	受付時間	相談件数	
			～24日	25日～
新型コロナウイルスに関する健康一般相談	健康増進課	8時30分～20時 土日祝日含む	223件	127件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	平日8時30分～17時	20件	7件

小学校、中学校に関すること	教育政策課	〃	181件	19件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	〃	238件	53件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	〃	22件	5件
雇用に関すること	産業政策課	〃	8件	5件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	〃	72件	43件
水道料金、下水道使用料支払猶予等の相談	営業総務課 斐川水道水道企業団	〃	14件	7件
特別定額給付金に関すること	出雲市特別定額給付金本部	〃	1件	94件
その他（防災安全課、各行政センター等）		〃	92件	40件
合 計			871件	400件

※健康増進課の一般相談：4月25日以前は、平日のみ8時30分～17時

4月26日以後は、土日祝日含む8時30分～20時に拡大

（４）市立学校等への対応

①市立小・中学校及び放課後児童クラブの臨時休業

臨時休業期間：4月20日～5月6日（4月16日通知）

休業期間延長：～5月10日（4月30日通知）

〃：～5月17日（5月6日通知）

登校日の設定：5月12日～5月15日の間の1日

②市立幼稚園の臨時休業

臨時休業期間：4月20日～5月6日（4月16日通知）

休業期間延長：～5月10日（4月30日通知）

〃：～5月17日（5月6日通知）

③認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設の登園自粛要請

自粛要請期間：4月10日～当面の間（4月10日通知）

要請期間延長：～5月10日（4月30日通知）

〃：～5月17日（5月7日通知）

④利用者負担額（保育料等）の減免

ア) 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設に在籍している0歳～2歳児までクラスの園児のうち、4月11日以降に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園自粛された園児の利用者負担額（保育料）を日割り計算して減額（4月20日）

（注）5月18日以降に欠席された日の利用者負担額の減免はなし

イ) 放課後児童クラブを臨時閉所した期間及び4月13日以降に利用自粛された期間の保護者負担金を日割り計算して減額（5月8日）

（５）市の公共施設の対応について

①臨時休館（5月11日現在） ※施設名、休館期間等：資料1のとおり

- ・全部休館：56施設（出雲市民会館など）
- ・一部休館：18施設（出雲健康公園など）
- ・利用制限：7施設（市立図書館 貸出等のみ可）
- ・開放休止：学校施設（1学期間）

②公共施設のキャンセルへの対応

新型コロナウイルス感染防止を理由として、イベント主催者が施設利用（5月6日の使用日まで）キャンセルをした場合、使用料を求めない。

④市主催のスポーツ・文化イベント等の中止・延期・規模縮小について（5月7日現在）

- ・中止：約50件
- ・延期：約10件
- ・規模縮小：1件

（6）出雲保健所との連携

①連絡調整、情報共有

②出雲保健所への市職員（保健師）の応援派遣

（4月28日、4月30日、5月1日に各1名）

（7）市備蓄マスクの供給について

【市備蓄枚数】（当初）

約700,000枚（友好都市漢中市へ送付分30,000枚を除く）

【企業、市民団体からの寄贈】

環境を考える女性の会	手作りマスク	510枚	（4月9日）
浅尾繊維工業(株)	ガーゼマスク	500枚	（4月13日）
(株)ショーゲン	マスク	10,000枚	（4月28日）
しまね信用金庫	マスク	2,000枚	（5月8日）

【提供枚数】（5月7日現在）

福祉施設（障がい者施設、介護施設等）	270,100枚
医療関係機関	106,000枚
その他（公共施設、公共交通機関等）	約44,500枚

（8）市内企業・事業者への対応

①市発注工事等における当面の対応について通知（3月2日）

②中小企業・小規模事業者への対応（3月9日）

- ・市中小企業信用保証料補助金の対象に「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加。融資対象者が負担した信用保証料（1年目、2年目分）の全額（上限30万円）を補助

（9）庁舎及び公共施設における感染予防対策

①本庁、行政センター、上下水道局等

- ・庁舎出入口にアルコール消毒液を設置、感染予防等周知ポスターを掲示
- ・定期的な換気の実施（概ね1時間に1回）
- ・庁舎窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りを設置
- ・職員に対し、感染予防（咳エチケット（マスク義務化を含む）・手洗いの徹底、毎日の検温、行動記録の記載）、出張の原則禁止、不要不急の外出自粛等を徹底
- ・ドアノブ、エレベータースイッチ、手すり等の消毒
- ・本庁キッズルームの閉鎖、パンフレット棚の一部撤去
- ・昼休みなどに来庁している業者への入庁制限

②総合医療センター

- ・出入口に感染防止についてポスター掲示による周知
- ・出入口にアルコール消毒液を設置
- ・4月1日から原則面会禁止（病状説明等で来院をお願いした場合のみ許可）
- ・業者に対してはアポイントを取っている方以外は院内への立ち入り禁止
- ・事務室内への業者入室お断り
- ・講座、研修会の中止、不要不急の会議中止（書面報告等による対応）
- ・標準予防策を実施（マスク着用、手指衛生）。併せて日々健康観察結果を報告
- ・健診業務を休止（4月20日から当面の間）

③消防本部

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる救急患者の搬送について職員に周知
- ・「新型コロナウイルス感染症患者搬送対応マニュアル」について職員に周知
- ・職員に対し、感染防止策（マスク着用の義務化、手洗いの徹底）、出勤前の検温、家族を含めた健康状況の確認、行動記録の記載、不要不急の外出自粛等を徹底
- ・各庁舎玄関入口にアルコール消毒液を設置
- ・来庁者受付簿による来庁者の把握
- ・来庁者対応場所の変更（カウンター・相談室→大会議室）
- ・定期的な庁舎内の換気、消毒の実施（就業前後、昼食時）
- ・職員に対し、新型コロナウイルス感染症患者搬送後、使用した毛布を消毒して業者へ出すよう周知
- ・新型コロナウイルス感染症患者搬送後の庁舎内清潔、不潔区分を設定（出雲消防署本署車庫、消毒室）
- ・出雲地区救急業務連絡協議会「病院前救護プロトコル」に「新型コロナウイルス対応プロトコル」を追記
- ・仮眠場所の分散
- ・救急講習、防火教室の指導、店頭防火広報の中止

④教育施設及び児童施設

- ・手洗い、咳エチケットなどの予防対応を小中学校、幼稚園、保育所等に周知

⑤その他公共施設

- ・多数の来場者がある施設の出入口にアルコール消毒液を設置

(10) 市税関連の対応（一部を除き、今後条例改正予定）

①市税等の納税の猶予

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時に納付することができない場合で、一定の要件を満たすときは、国税の取扱いに準じて、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予を行う。

※市税等…市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

②固定資産税及び都市計画税の軽減措置（令和3年度の措置）

中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

令和2年2月から10月までの連続する3ヶ月間における売上高が、前年同期間の売上高と比べ

30%以上 50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	ゼロ

③生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、特例措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加え、課税標準の減額を行う適用期限を2年延長する。

④イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

観客等が入場料の払戻請求権を放棄した場合、住民の福祉の増進に寄与するものとして市が条例で定めるものは、個人住民税の寄附金控除対象とする。

⑤軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用の軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

⑥住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

新築住宅や中古住宅を取得した個人が、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた場合などで、住宅ローン控除の適用要件の緩和措置が講じられた場合、現行制度と同様に所得税で控除しきれない額を住民税から控除する。

⑦水道料金及び下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入や売上が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道使用料の支払いが困難な者について、申請により通常納入期限から1年以内で支払を猶予する。(猶予期間は個別相談)

(11) 緊急地域経済対策（5月補正分）

①特別定額給付金事業

(給付金額) 1人あたり10万円

(給付対象) 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている者

(申請・受付) 給付金の申請は郵送申請方式及びオンライン申請方式を基本とする。

【郵送申請方式】 5月21日から申請書の発送・受付開始予定

29日から振込開始予定

【オンライン申請方式】 5月7日から申請受付開始

19日から振込開始予定

②子育て世帯臨時特別給付金事業

(給付金額) 児童1人につき1万円

(給付対象) 令和2年4月分の児童手当受給者(平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象)

(申請・受付) 申請は原則不要(辞退希望者は、辞退届を提出) 公務員は申請必要

(給付方法等) 原則登録済みの児童手当振込口座へ振込。支給開始は6月末予定

③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費

(12) 今後の緊急地域経済対策（案）について

報告 政 1 「新型コロナウイルス感染症緊急地域経済対策（案）について」のとおり

(13) その他市独自の取組

分野	取組	内容	担当課
相談窓口	臨時生活相談窓口の開設	生活が困窮している人を対象に相談窓口を開設 5月4日～5月6日 9時～16時	福祉推進課
広報	音声、点字及び手話による感染症予防周知	感染症予防や市の相談窓口開設などに関する情報を音声等で周知	福祉推進課
	アルコール消毒液の安全な取扱い方法の周知	消毒用アルコールの引火実験動画をSNSに公開	予防課
	新型コロナウイルス感染防止策紹介	救急隊員の感染症防止対策の紹介	警防課
巣ごもり対策	実験、科学の動画掲載	実験やものづくりなど科学の動画をwebに公開 「おうちでサイエンス」	出雲科学館
	筆談ボードの作り方掲載	「自宅で『楽習』♪『筆談ボード(折りたたみホワイトボード)』の作り方☆」をホームページへ掲載	市民活動支援課
	出雲弥生の森博物館の展示等の紹介	博物館ホームページで展示等の紹介 「おうちで弥生の森ミュージアム！」	文化財課
	ぬりえ掲載	出雲弥生の森博物館ホームページに開館10周年を祝うぬりえを掲載 「ぬりえ」で祝おう10周年！	文化財課
	おすすめ絵本の貸出	おすすめしたい絵本が入った絵本袋の貸出 こどもの読書週間企画	出雲中央図書館
事業者支援	市職員による市内飲食店への支援	市内飲食店を支援するため、市職員が、昼食(弁当)を可能な限り市内飲食店へ注文するよう促す取組	商工振興課
その他	建築物に関する各種届出等の郵送対応	感染症予防対策のため、手数料を要しない手続を郵送対応が可能である旨を市ホームページに掲載	建築住宅課
	その他活動	ボランティアセンターの窓に、市民からの応援メッセージを貼付	市民活動支援課

3. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況【利用率は全体的に低減】 (1)出雲縁結び空港：JALは各路一往復運航、FDAは全休 (2)JR：通常どおり運行中（※特急列車は一部減便、観光列車は全休） (3)一畑電車：最終便繰上運行 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部を除き全休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中 ・コミュニティセンターは、住民を集めて行う主催事業を中止又は延期 ・コミュニティセンターの貸館は、体育館（3センターのみ）を除き継続。ただし、知事からの外出自粛要請等を伝え、自粛の検討を依頼 ・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止 (アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市)
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 【市内の私立高校・中学】 ・出雲北陵高校、中学校：5月31日まで休校。12日から分散登校を実施 ・出雲西高校：5月31日まで休校。11日から分散登校を実施 【市内の大学】 ・島根大学出雲キャンパス：4月以降休校を継続中。5月7日から一部の学年で、11日からは全ての学年でオンライン授業を開始。学生と職員には、健康管理票の記入を義務付け ・島根県立大学出雲キャンパス：4月以降休校を継続中。5月11日からオンライン授業を開始。学生のアルバイトについて4月24日に調査を実施（生活への影響などの把握）。学生の4割が県外出身者で、帰省できない状況が継続中（健康観察も含め対応） 【市内の専門学校】 ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校：5月10日まで休校。18日からオンライン授業を開始 ・コアカレッジ出雲：5月17日まで休校。オンライン授業は一部で既に開始しており、18日以降は全体で実施 ・出雲医療看護専門学校：5月31日まで休業。18日からオンライン授業を開始
財政部	<p>日曜納税相談の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月5日、5月10日実施予定の日曜納税相談を中止 ・6月以降も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めたうえで、実施を検討 ・納税の猶予に関する問い合わせ件数：43件（4/10～4/30）

健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的に休業している福祉サービス提供事業所 5 法人 9 事業所 ・ 特例緊急小口資金申請数 87 件、住宅確保給付金申請数 3 件 ・ 介護予防に係る通所型サービスについて、一部を除き休止中 ・ 「通いの場」について、自粛を要請中
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の登園自粛の状況：自粛率 54%（4 月 30 日時点） ・ 幼稚園の預かり保育利用状況：8%（4 月 30 日時点） ・ 民営児童クラブ（開所 3 クラブ）の利用自粛の状況：自粛率 54%（4 月 30 日時点） ・ 家庭環境に課題があり、見守りの必要な児童が所属する小中学校や保育所等を訪問し、状況確認を実施（52 施設、89 人）
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が 5 月 1 日現在 10 件あった。 ・ 市立図書館全館で、4 月 20 日（月）～5 月 17 日（日）まで利用制限を実施 電話、WEB、メール等での予約受付を行っているが、この期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少している。 ・ 中止、延期、自粛、見直し、または時期未定事業の主なもの <ul style="list-style-type: none"> 【中止】2020（第 39 回）出雲くにびきマラソン大会 [3/1] 【中止】吉岡隆徳記念 第 7 4 回出雲陸上競技大会 [4/18・19] 【中止・延期】出雲総合芸術文化祭、市内文化団体の展示・発表会 【活動自粛】出雲市スポーツ少年団活動 【時期見直し】出雲市体育協会大会等 【時期未定】出雲市スポーツ好きっ子育成事業 【中止】出雲弥生の森まつり 2020 [4/25・26・5/2～6] 【延期】出雲弥生の森博物館 10 周年記念事業 [4/29] 【中止】荒神谷古代こどもまつり [5/5] 【中止又は延期】出雲弥生の森博物館主催講座 [3 月～7 月] 【中止】荒神谷博物館主催講座 [3 月～5 月] 【中止】博物館等の見学ガイド・体験学習 [当面の間]
経済環境部	<p>(1) 観光客、宿泊施設への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の大型連休中の出雲大社周辺入込客数は、対前年比約 90%減 ・ 市内宿泊施設の 4 月及び大型連休中の状況について、4/27 に聞き取り調査を行い、回答のあった 54 施設のうち、23 施設が当面の間休業することを決定 休業をしない施設についても、すべての施設で宿泊者数が対前年比 50%以上の減となる見込み

(2) 経済産業界への影響

① 市内経済の全体概要

- ・事業者全体として、4月の売上は、食品や生活必需品を取り扱うスーパーマーケットやドラッグストア等一部の小売店を除き、多くの業種において対前年比で大幅に減少している。国の緊急事態宣言後、一部の飲食店や土産物店等は売上が見込めないことや感染防止のため休業しており、市中心部では、夜間営業している飲食店の9割程度が休業している。
- ・大型ショッピングセンターでは、国の緊急事態宣言を受けて、4月下旬から飲食店・衣料品・スポーツ用品・雑貨等の専門店が休業している。
- ・資金繰りについては、日本政策金融公庫の実質無利子・無担保の融資に多くの事業者が集中し、その結果、融資実行まで1か月程度かかり問題となっていた。そこで、国の補正予算成立を受けて、5月1日に民間金融機関を窓口とする実質無利子・無担保の県制度融資が創設されたことにより、今後、この融資の利用が増える見込みである。

② 市内業種別の主な影響(商工団体、市内約110社からの聴き取り結果まとめ)

業 種	影 響
小 売	<ul style="list-style-type: none"> ・食品や生活必需品を取り扱う小売店は大きな影響を受けていないが、服飾を取り扱う小売店に前年対比で大きな売上減の影響が出ている。 ・マスクについては、一部店舗で短期間販売されているケースがあるが、消毒液とともに依然として品薄、欠品の状況が続いている。 ・その他の衛生・紙製品も品薄で、販売個数を制限している事業者もある。
製 造	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業では、部品調達の遅れや需要の減退等により全般的に操業ペースの停滞がある中、特に自動車関連企業で操業度が落ちており、部分的に従業員を休業させているところもある。
建 設	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連では、中国で生産のトイレ・食器洗浄機等が徐々に入りやすくなったものの、間に合わないものは代用品で対応し、竣工引渡ししている事業者がある。感染拡大の影響で住宅展示会等を開催することができなくなり、新規契約が伸び悩んでいる事業者もある。
卸 売	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材では、トイレ等の納期遅延は落ち着きつつあるが、今後の国内景気の冷え込みを心配する事業者もある。飲食料品では、飲食店の休業により大幅に売上を落としている事業者がある。
運 送	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バスの利用がなく、タクシーの利用減少が続いている。
サービス	<p>[飲食] 4月の売上については約7~8割減少を見込んでいる。その中で一部の事業者は、料理のテイクアウトやデリバリーに取り組み、売上の確保に努めている。</p> <p>[生活関連サービス] 理美容においても、売上減少の影響が出始めている。</p>

<p>経済環境部</p>	<p>③ 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢については、3月の有効求人倍率（4月28日ハローワーク出雲公表）が1.53で前月比0.28の減となった。 ・現在のところは、解雇や雇止め等の目立った動きは確認されていない。
<p>農林水産部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関連の取引価格が下落している（枝肉、子牛、生乳） ・切花の需要減少により、価格低下が続いている。 ・木材価格の下落 ・製紙用チップ材の出荷量の減少 ・見学会等営業の自粛 ・県外での取引の自粛 ・3月初旬から全般に魚価低迷。特に中央出荷される単価の高い魚種が低迷
<p>都市建設部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための相談窓口開設…相談なし ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの相談（工期延期、資材調達等）…相談なし
<p>教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業の状況について 市立小・中学校の臨時休業を5月17日（日）まで延長 ・臨時休業中の小学校における「子どもの居場所」利用状況 申込約1,050人に対し、実際の利用者数は、1日あたり約430人（全小学生の4%）
<p>消防本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の災害活動以外の活動停止（5月末まで）
<p>上下水道局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の減収について調査中 ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付を5月1日から開始

4. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2月25日）
- ③政府対策本部会議：計33回開催（5月7日現在）
- ④政府専門家会議：計13回開催（5月7日現在）

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

- ①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（3月14日）
- ②緊急事態宣言の発令（4月7日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態宣言の区域変更（4月16日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県
 - ・特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- ④緊急事態宣言の延長（5月4日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県（変更なし）
 - ・特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
- ⑤法に基づく基本的対処方針の決定（3月28日）
- ⑥ // 基本的対処方針の変更（4月7日、4月11日、4月16日、5月4日）

(3) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ①国民への情報提供、注意喚起
- ②各種コールセンターの設置、Q&Aの公開、随時更新
- ③指定感染症、検疫感染症の指定（2月1日）
- ④水際対策の強化（検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等）
- ⑤クラスター対策班の設置（2月25日）
- ⑥全国クラスターマップの公表（3月15日）
- ⑦マスク対策
 - ・メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制（3月15日）
 - ・国によるマスクの緊急配布：介護施設、医療機関、学校、妊婦、全世帯等
- ⑧病床確保と人工呼吸器等の整備支援
- ⑨PCR検査体制の強化
 - PCR検査の保険適用（3月6日）、PCR検査設備の民間等への導入支援
- ⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援
- ⑪新型コロナウイルス感染症の治療薬として「レムデシビル製剤」を特例承認（5月7日）
- ⑫新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂（5月8日）

(4) 緊急対応策、緊急経済対策

- ①緊急対応策【第1弾】(2月13日) 予備費103億円を講じ、総額153億円の対応
帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等
への緊急対応、国際連携の強化等
- ②緊急対応策【第2弾】(3月10日) 財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円
感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への
対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等
- ③緊急経済対策(4月7日) 財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度
(4月20日変更) 財政支出48.4兆円程度、事業規模117.1兆円程度
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、
次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、今後への
備え

(5) 学校等への対応について

- ①全国小中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業の要請(2月28日)
臨時休業の要請期間:3月2日から春休みまで
- ②小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を開始(3月18日)
申請期間:3月18日~6月30日
- ③令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の
再開等について通知(3月24日)
「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」
(3月24日作成、4月1日及び4月7日改訂、4月17日変更)
- ④新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言(5月1日)
「この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が、長期間に
わたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、
子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大
のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら
再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。
緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生
活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学
校教育活動を開始していくことも可能である。」

(6) その他

- ①所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、申告(納付)期限を4月16日まで
延長(3月6日)
- ②生活不安に対応するための緊急措置(3月18日)
個人向け緊急小口資金等の特例の拡大、公共料金の支払の猶予等、国税・社会保険料の
納付の猶予等、地方税の徴収の猶予等
- ③2020東京五輪の開催延期(3月24日)

5. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置 (1月30日)
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置 (3月26日)
県対策本部会議：計6回開催 (5月7日現在)

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備

- ①県民、関係団体等への情報提供、注意喚起
- ②一般相談窓口の設置 (健康増進課、県内7保健所) (1月7日～)
- ③帰国者・接触者相談センターの設置 (健康増進課、県内7保健所) (2月10日～)
- ④帰国者・接触者相談センター等の相談窓口の開設時間の延長 (4月10日～)
- ⑤帰国者・接触者外来の設置 (県内21箇所) (2月10日～)
- ⑥感染症指定医療機関での治療体制の整備 (県内8箇所30床)
- ⑦県内の病床確保数：約250床 (指定医療機関及び入院協力病院：22機関)
- ⑧島根県広域入院調整本部の設置 (3月26日)
- ⑨新型コロナウイルス対策チームの強化 (30人体制から50人体制に順次強化)
- ⑩円滑な入院と医療体制確保のため、入院医療を全県で一元的に調整 (4月13日～)
- ⑪PCR検査実施可能件数を、一日当たり90検体 (45人分) に強化 (4月16日～)
- ⑫感染症患者入院受入医療機関を対象とした風評被害相談窓口の設置 (4月23日)
- ⑬軽症者、無症状者の宿泊療養施設の確保 (5月1日)
 - ・施設：玉造国際ホテル RivageChoraku (松江市玉湯町) 45室
 - ・期間：令和2年5月8日から6月30日まで
- ⑭PCR検査 県内検査件数：904件 (5月10日公表時点)
うち出雲圏域：198件
- ⑮県備蓄マスクの配布

(3) 県内企業・事業者への対応

- ①中小企業からの相談窓口の設置
- ②社会福祉施設・福祉サービス事業者向け相談窓口の開設 (2月20日～)
- ③県内経済団体へ従業員の休暇取得に関する対応を要請
- ④県発注工事等における当面の対応について通知 (3月2日)
- ⑤中小企業者向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」の創設 (3月9日)
据置期間、融資期間の延長 (4月1日)
- ⑥個人事業税について申告期限を4月16日まで延長 (3月13日)
- ⑦農林水産業の経営等に関する電話相談窓口の開設 (3月13日)
- ⑧農業・漁業者向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」の創設 (3月17日)
- ⑨中小企業制度融資「経済変動等資金」(新型コロナウイルス感染症対応資金)の創設 (5月1日)

(4) 県内での感染者確認を踏まえた対応

- ①松江保健所が行う行動調査、まん延防止措置等に協力
- ②松江工業高等学校の臨時休業 (4月10日～)

③松江市内の県立学校の臨時休業（4月14日）

休業期間：4月15日～4月28日（4月17日通知により、終期を5月6日に延長）

④県有施設の休館又は使用休止（4月10日～5月6日）

⑤松江市内の1施設に対して、感染拡大防止のため、休業の協力要請（5月9日）

要請期間：5月10日～5月31日

（5）予算措置

①生活福祉資金の特例貸付などを盛り込んだ令和元年度補正予算の専決処分（3月25日）

②医療提供体制の強化、県内経済を守る施策などを盛り込んだ令和2年度補正予算の専決処分（4月30日）

（6）緊急事態宣言を踏まえた対応

①緊急事態措置

○県民のみなさまへの外出自粛の要請（令和2年4月16日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛等を要請

（1）生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出をしないこと

（2）特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること

対象区域：県内全域

対象期間：令和2年4月16日から5月6日まで

○パチンコ店への休業協力の要請（令和2年5月1日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、協力を要請

要請内容：新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた休業の協力

要請先：島根県遊技業協同組合

対象区域：県内全域

対象施設：遊技施設（パチンコ店）

対象期間：令和2年5月2日から5月6日まで

○県民のみなさまへの要請（令和2年5月5日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請

（1）不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること

（2）繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室）等について、年齢等を問わず、外出を自粛すること

（3）「三つの密」のある場について、これまでと同様、外出を自粛すること

（4）「三つの密」を徹底的に避けるとともに、基本的な感染対策を継続すること（手洗い・咳エチケットの徹底や人と人との距離の確保など）

対象区域：県内全域

対象期間：令和2年5月7日から5月31日まで

②県立学校の一斉臨時休業

臨時休業期間：4月20日～5月6日（4月17日通知）

休業期間延長：～5月31日（5月5日通知）

分散登校日：出雲市内の学校は、5月12日、13日に実施するよう計画
（松江市と出雲市以外の学校は、5月7日、8日に実施）

③休館中の県有施設の再開又は休館期間延長（5月8日公表）

- ・再開する施設（一部使用できない部分や使用条件あり）
10施設（花ふれあい公園 しまね花の郷など）
- ・5月31日まで引き続き全面休館する施設
23施設（県立しまね海洋館 アクアスなど）

休館等を行う施設一覧(5月7日現在)

資料1

分類	施設名	対応	期間	問合せ先	電話番号 (市外局番 0853)	備考
市民会館・市民ホール	出雲市民会館	休館	4月20日 ~ 5月17日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	24-1212	
	ビッグハート出雲	休館	4月20日 ~ 5月17日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	20-2888	
	大社文化プレイスうらら館	休館	4月20日 ~ 5月17日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	53-6500	
	平田文化館	休館	4月20日 ~ 5月17日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	63-5030	
	スサノオホール	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 スサノオの風	84-0833	
	斐川文化会館	休館	4月20日 ~ 5月17日	斐川文化協会	73-9180	
	アクティビカワ	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-7411	
図書館	出雲中央図書館	貸出等のみ可	4月20日 ~ 5月17日	出雲中央図書館	21-0409 21-0487	電話、Web、メール、FAXで事前に受付けた予約資料の貸出しと返却等が できます。(館内での図書等の閲覧 はできません) ※電話予約の受付は、出雲中央図 書館のみ(10:00~17:00/休館 日(木)は受付できません) ※詳しくは図書館ホームページ
	平田図書館・学習館	貸出等のみ可	4月20日 ~ 5月17日	平田図書館	63-4010	
	佐田図書館	貸出等のみ可	4月20日 ~ 5月17日	佐田図書館	84-9050	
	海辺の多伎図書館	貸出等のみ可	4月20日 ~ 5月17日	海辺の多伎図書館	86-7077	
	湖陵図書館	貸出等のみ可	4月20日 ~ 5月17日	湖陵図書館	43-3309	
	大社図書館	貸出等のみ可	4月20日 ~ 5月17日	大社図書館	53-6510	
	ひかわ図書館	貸出等のみ可	4月20日 ~ 5月17日	ひかわ図書館	73-3990	
博物館・郷土資料館等	出雲弥生の森博物館	休館	4月20日 ~ 5月17日	出雲弥生の森博物館	25-1841	
	荒神谷博物館	休館	4月20日 ~ 5月17日	荒神谷博物館	72-9044	
	横見埋没林公園展示棟	休館	4月20日 ~ 5月17日	文化財課	21-6893	
	出雲文化伝承館	休館	4月20日 ~ 5月17日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	21-2460	
	平田本陣記念館	休館	4月20日 ~ 5月17日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	62-5090	
	原鹿の旧豪農屋敷 (指定文化財)	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 斐川環境AMYネット21	72-9747	
	サン・アビリティーズいずも	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	24-2040	
体育館・その他スポーツ施設	出雲西部体育館	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21・ 出雲市長浜地区自治協会共同事業体	28-0215	
	上塩冶スポーツセンター	休館	4月20日 ~ 5月17日	上塩冶スポーツセンター管理委員会	24-7744	
	湖陵体育センター	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	43-3434	
	平田体育館	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	
	佐田スポーツセンター	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 スサノオの風	84-0835	
	古志スポーツセンター	休館	4月20日 ~ 5月17日	古志スポーツセンター管理委員会	20-0977	
	大社健康スポーツ公園	休館	4月20日 ~ 5月17日	大社健康スポーツ公園杵築体育協会管理委員会	53-6011	
	多伎勤労者体育センター	休館	4月20日 ~ 5月17日	スポーツクラブ多伎	080-8238 -4068	土日祝の連絡先 多伎行政センター(86-3111)
	多伎体育館	休館	4月20日 ~ 5月17日	スポーツクラブ多伎	080-8238 -4068	土日祝の連絡先 多伎行政センター(86-3111)
	多伎健康増進センター	休館	4月20日 ~ 5月17日	多伎文化伝習館運営委員会	86-2611	
	斐川第1体育館	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-8809	
	斐川第2体育館	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-8809	
	アクティビカワ体育館	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-7411	

分類	施設名	対応	期間	問合せ先	電話番号 (市外局番 0853)	備考
体育館・その他スポーツ施設	出雲健康公園	一部休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	25-1006	出雲ドーム、健康センター、クラブハウス、少年野球場、多目的運動場、ゲートボール場、スケートボード場は使用不可 (クラブハウスは5月31日まで休館)
	平田スポーツ公園	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	
	宍道湖公園	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-5600	
	湖陵運動広場	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	43-3434	
	長浜中央公園	一部休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21・出雲市長浜地区自治協会共同事業体	28-0215	天然芝生多目的広場、多目的広場は使用不可
	平成スポーツ公園	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 川と湖いきいき神西	23-6386	
	平田愛宕山公園(野球場)	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	
	平田愛宕山公園(庭球場)	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	
	平田テニスコート	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	
	平田ニュースポーツ広場	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	
	出雲市平田B&G海洋センター	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-5600	
	稗原運動広場	休館	4月30日 ~ 5月17日	稗原自治協会	48-0001	
	多伎多目的運動場	休館	4月30日 ~ 5月17日	スポーツクラブ多伎	080-8238-4068	土日祝の連絡先 多伎行政センター(86-3111)
	シーサイド運動公園	休館	4月30日 ~ 5月17日	スポーツクラブ多伎	080-8238-4068	土日祝の連絡先 多伎行政センター(86-3111)
	空港地区農村公園	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-8809	
	すばく出雲	休館	4月29日 ~ 5月17日	健康増進課	21-6829	
	斐伊川河川敷公園	休館	4月30日 ~ 5月17日	株式会社 MILまね	0852-60-2055	野球場、多目的広場、自由広場、ゲートボール場、ターゲットバードゴルフ場は使用不可
	湖陵総合公園	休館	4月30日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	43-3434	野球場、テニスコート、フットサルコート、多目的広場は使用不可
	真幸ヶ丘公園	休館	4月30日 ~ 5月17日	真幸ヶ丘協会	24-3230	テニスコート、ゲートボールコート、多目的広場、展望台は使用不可
	斐川公園	休館	4月30日 ~ 5月17日	三洋興産株式会社	72-3837	野球場、テニスコート、管理棟会議室、パーベキューハウスは使用不可
一の谷公園	一部休館	4月30日 ~ 5月17日	一の谷公園管理事務所	22-9442	テニスコート、クラブハウス、ゲートボール場、弓道場は使用不可	
平田森林公園	一部休館	4月30日 ~ 5月17日	都市計画課	21-6735	キャンプ場としての使用不可 ターゲットバードゴルフ場使用不可	
温浴保養施設	出雲ゆうプラザ	休館	4月23日 ~ 5月10日	シンコースポーツ・北陽ビル管理グループ	30-0707	
	タラソテラピー(海洋療法)施設	休館	4月23日 ~ 5月10日	株式会社 多伎振興	86-7111	レストラン、宿泊施設を含む
	出雲平成温泉	休館	4月25日 ~ 5月10日	特定非営利活動法人 川と湖いきいき神西	23-6386	
	ひかわ美人の湯	休館	4月23日 ~ 5月10日	株式会社 MILまね	72-5526	
観光・レクリエーション施設	目田森林公園	一部休館	4月23日 ~ 5月10日	株式会社 すばる企画	84-0805	宿泊施設(コテージ、キャンプ場)は休館
	見晴らしの丘公園	休館	4月23日 ~ 5月10日	株式会社 多伎振興	86-9088	
	うさぎ森林公園	休館	4月23日 ~ 5月10日	うさぎ森林公園管理組合	53-6060	
	立久恵峡わかあゆの里	休館	4月23日 ~ 5月10日	乙立いやしの里	45-0102	
	天王山キャンプ場	休館	4月30日 ~ 5月10日	市民活動支援課	21-6297	
	すさのおの郷	休館	4月23日 ~ 6月13日	スサノオドリム 株式会社	84-0800	
	道の駅キララ多伎	一部休館	4月23日 ~ 5月10日	株式会社 多伎振興	86-9080	情報コーナー、トイレは利用可

分類	施設名	対応	期間	問合せ先	電話番号 (市外局番 0853)	備考
エ ー シ ョ ン 施 設	出雲市駅観光案内所	休館	4月30日 ~ 5月10日	一般社団法人 出雲観光協会	53-2112	
	神門通り観光案内所	休館	4月30日 ~ 5月10日	一般社団法人 出雲観光協会	53-2112	
	日御碕ビジターセンター	休館	4月30日 ~ 5月10日	一般社団法人 出雲観光協会	53-2112	
子 育 て 支 援 施 設	いずも子育て支援センター	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	いずも子育て支援センター 子ども政策課	21-5772 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	ひらた子育て支援センター	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	ひらた子育て支援センター 子ども政策課	63-3990 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	さだ子育て支援センター	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	さだ子育て支援センター 子ども政策課	84-0125 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	たき子育て支援センター	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	たき子育て支援センター 子ども政策課	86-2711 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	こりょう子育て支援センター	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	こりょう子育て支援センター 子ども政策課	43-2621 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	たいしや子育て支援センター	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	たいしや子育て支援センター 子ども政策課	53-2666 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	ひかわ子育て支援センター	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	ひかわ子育て支援センター 子ども政策課	73-7375 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	中央保育所「れもん組」	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	中央保育所「れもん組」 子ども政策課	21-0597 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	駅ナカ赤ちゃんルーム	一部休館	4月20日 ~ 5月17日	駅ナカ赤ちゃんルーム 子ども政策課	21-1496 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
	子育て支援センターはぐはぐ	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	子育て支援センターはぐはぐ 子ども政策課	22-6570 21-6963	電話相談(平日)のみ対応
伊野児童館	休館	4月20日 ~ 5月17日	伊野コミュニティセンター	69-1526		
そ の 他	出雲科学館	休館	4月14日 ~ 5月31日	出雲科学館	25-1500	
	鷲巣コミュニティセンター	一部休館	4月20日 ~ 5月17日	自治振興課	21-6951	体育館のみ休館
	佐香コミュニティセンター	一部休館	4月20日 ~ 5月17日	自治振興課	21-6951	体育館のみ休館
	鶺鴒コミュニティセンター	一部休館	4月20日 ~ 5月17日	自治振興課	21-6951	体育館のみ休館
	多伎文化伝習館	休館	4月20日 ~ 5月17日	多伎文化伝習館運営委員会	86-2611	
	佐田文化練習館	休館	4月20日 ~ 5月17日	特定非営利活動法人 スサノオの風	84-0835	
	風の子楽習館	休館	4月20日 ~ 5月17日	NPO法人風の子たき	86-3644	
	湊原体験学習センター	休館	4月20日 ~ 5月17日	浜遊の森の自然を守る会	53-5080	
	出雲スカウトセンター	休館	4月20日 ~ 5月17日	市民活動支援課	21-6297	
	さんびーの出雲	休館	4月20日 ~ 5月17日	さんびーの出雲管理委員会	24-9828	
	ひらた健康福祉センター 健康教育部門	休館	4月10日 ~ 当分の間	健康増進課	21-6829	市立総合医療センター内施設
	まめなが一番館	一部休館	4月26日 ~ 5月17日	健康増進課	21-6829	トレーニング室、まめっこルームのみ 使用不可 (トレーニング室は5月31日まで使用 不可)
	斐伊川放水路事業記念館	休館	4月26日 ~ 5月10日	建設企画課	21-6561	
浜山湧水活用施設	休館	4月26日 ~ 5月17日	環境政策課	21-6535		